

ID: 444

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市下水道条例 第27条第2項		
例 規 番 号	平成18年条例第196号		
【根拠条文】 (原状回復) 第27条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者が認めたときは、この限りでない。 2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対しては、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日